

直送済

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(5)  
(原状回復請求に対する本案前の答弁の理由について  
の補充)

平成26年3月14日

福島地方裁判所第1民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

同

同

## 目 次

第1	はじめに .....	3
第2	執行不能な請求は訴訟要件を欠くこと .....	5
第3	原告らの請求の不特定 .....	5
1	原告らの請求内容が特定を欠いていること .....	5
2	作為の対象となる場所の不特定 .....	7
3	作為の具体的内容の不特定 .....	12
4	測定方法の不特定 .....	30
5	同意の相手方及び内容の不特定 .....	38
6	まとめ .....	40
第4	原告らの求める作為は事実上実現することが困難であること .....	41
1	原告の請求は技術的に実現することが困難であること .....	41
2	原告の請求は金銭的にも実現することが困難であること .....	49
3	まとめ .....	50
第5	不法行為に基づく原状回復請求権が認められないこと .....	50
第6	結論 .....	51

## 第1 はじめに

平成25年（ワ）第38号及び同第175号事件の原告ら（以下、本書面においては、特に断りのない限り、両事件の原告らを「原告ら」という。）は、被告東京電力に対し、人格権（「放射性物質によって汚染されていない環境において生活する権利，放射線被ばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏な生活をする権利」と主張している。）又は不法行為に基づく原状回復請求権に基づく請求として、請求の趣旨の第1項において、「各原告に対して・・・別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とせよ」と求めるとともに、同第3項において、第1項による空間線量率以下となるまで、「1か月金5万5000円の割合による金員を支払え」と請求し、さらに、同第2項において、金120万円（平成23年3月11日から平成25年3月10日までの24か月間の慰謝料）、金150万円（平成23年3月11日から平成25年9月10日までの30か月間の慰謝料）の支払いを求めている。

しかしながら、本準備書面の第3で述べるとおり、原告らは、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とする作為の対象となる土地の範囲、同土地上の建物等及び周辺土地建物等の範囲、これらの権利者及びその同意の内容、除染措置の具体的な内容、空間線量率の測定に際して使用する測定機器、測定地点及び測定方法等を請求の趣旨において特定していないため、仮に当該作為請求を認容する判決がなされたと仮定しても、当該認容判決に基づく強制執行をすることができないから、かかる訴えは、当初から執行不能の行為を被告東京電力に求めるものというほかなく、不適法である。

また、第4で述べるとおり、本件事故に由来する放射線量を特定することは技術的に不可能であること、原告らの求める放射線量（毎時0.04マイクロシーベルト）は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原

子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「除染特措法」という。）に基づく基本方針が、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域について長期的な目標としている（すなわち同指針が短期的には達成できないことを認めている）追加被ばく線量年間1ミリシーベルトという放射線量を大きく下回るものであること、本件事故の発生時から3年が経過した現在、同指針が目標とする追加被ばく線量年間1ミリシーベルトという状態の実現が可能であるとは断定し得ず、実際に、除染モデル実証事業の結果や除染特別地域における除染の結果に鑑みても年間1ミリシーベルトという状態をほぼ実現し得ているとはいえないこと、及び除染によって生じた汚染土壌等を貯蔵し処分する施設の確保についても明らかになっていないことを踏まえると、原告らの請求については現実的に直ちにこれを実現すること自体が困難な請求であること、さらに原告らの求める状態を実現するためには莫大な費用を要し被告東京電力において金銭的に実現することは不可能であることに鑑みると、原告らの請求は、被告らに対し強制執行によって実現することが事実上不可能な作為を求めるものに他ならないから、本件の訴えは不適法である。

さらに、第5で述べるとおり、不法行為に基づく原状回復請求は認められないため、原告らの不法行為に基づく原状回復請求権の主張は、そもそも失当である。

このような原状回復請求が履行されることを条件とする将来の金銭請求については、将来請求の要件を欠き、却下を免れない。

したがって、原告らの原状回復請求権に基づく請求及びこれを条件とする将来請求は不適法であって却下されるべきである。

本準備書面では、原告らの原状回復請求に対する本案前の主張を整理するとともに、適宜原告らの主張に反論するものである。

## 第2 執行不能な請求は訴訟要件を欠くこと

民事訴訟法の目的が紛争の解決にある以上、原始的に不能な請求について民事訴訟制度を利用することはできない。

また、民事訴訟手続は、裁判所が判決手続により法を適用して解決するのに適する紛争（裁判所法3条1項）について利用されるものであるから、判決を下しても履行が実現される見込みがないのであれば、そもそも訴求力を欠き、請求は不適法として却下されなければならない。

原告らの原状回復請求は、請求内容が不特定であり、被告東京電力及び執行機関において履行ができないから、強制執行が不可能な請求である。

また、原告が求める、空間線量率が「1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下」という状態は、技術的に、また金銭的にも事実上実現できる保証がない作為といわざるを得ず、この点でも原告らの原状回復請求は強制執行を行うことは不可能である。

このように、いずれにしても、原告らの求める原状回復請求に従った判決を下したと仮定してもその履行の客観的な実現可能性が担保されていない以上、そもそも、当該原状回復請求は不適法として却下を免れない。

## 第3 原告らの請求の不特定

### 1 原告らの請求内容が特定を欠いていること

(1) 原告らは、被告らに対し、請求の趣旨第1項において、原告らの居住地の空間線量率を毎時0.04マイクロシーベルト以下にするという作為、具体的には原告らの居住地毎に「放射性物質を除去する」という作為を求めているものと考えられる。

そして、原告らが求める被告東京電力の債務は、代替的作為義務（民法4

14条2項、民事執行法171条)であるが、代替的作為義務の作為の内容は、債務名義自体から一義的に特定できるものでなければならない。

仮に作為請求を認容する判決がなされても、請求の趣旨において実現可能な執行方法が一義的に明らかにされていない場合、代替執行(民事執行法171条)にせよ間接強制(民事執行法172条)にせよ、当該認容判決に基づく強制執行は不能に帰することになる。

民事執行法173条の改正により、代替的作為義務についても間接強制が可能となったが、間接強制が可能とされるのは、当該作為の実行が債務者の意思のみに係る場合に限られ、強制金は「債務の履行を確保するために」支払が命じられるものであるから、間接強制は、執行方法が一義的に明らかにされ債務の履行が可能であることが当然の前提となっている。

したがって、原告らとしては、被告らに対して求める作為義務の内容を合理的な範囲で特定する必要がある。(なお、強制金の支払を認めると、原告らが請求する損害賠償請求(1月あたり5万5000円の請求)と重なり合い、実質的な二重賠償となることも付言しておく。)

(2) しかしながら、原告らが求める請求の趣旨第1項は、請求が認容された場合に当該判決に基づいて強制執行が実現される程度に特定されているとは到底いうことができない。

すなわち、原告らは、「別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下と」することを求めるものであるから、これを履行、実現するためには、少なくとも、(i)原告ら各人について、作為義務の対象となる「居住地」を特定し、(ii)作為の具体的内容を特定するとともに、(iii)履行の完了を判定するため、作為の開始前及び開始後に行う空間放射線量率測定方法を特定する必要がある。また、(iv)原告らの請求を履行、

実現するためには一定の第三者の同意を得ることが不可欠であると考えられるため、同意を得るべき第三者の範囲及び同意の内容も特定されなければならない。

しかるに、原告らの請求において、上記（i）乃至（iv）のいずれの事項も全く特定されておらず、その訴えは不適法であるといわざるを得ない。

以下、詳述する。

## 2 作為の対象となる場所の不特定

（1）被告東京電力は、答弁書において、原告らが原状回復を求める場所について特定がなされていないと主張した（28頁）。

これに対し、原告らは「住居である建物の存する土地」という特定がなされていると反論し（準備書面（7）17頁下1行～18頁2行）、また、①尼崎大気汚染公害訴訟1審判決（神戸地判平成12月1月31日、判タ1031号91頁）、②名古屋南部大気汚染公害訴訟1審判決（名古屋地判平成12年11月27日、判タ1066号104頁）、③国道43号線訴訟（最判平成7年7月7日、民集49巻7号1870頁、2599頁）の請求の趣旨、④横田基地訴訟第1・第2次訴訟（最判平成5年2月25日、民集167号下359頁、最判平成14年4月12日、判タ1092号107頁）の請求の趣旨を引用した上で、「差止を求める場所的な範囲については、いずれも原告の居住地を住所として表示することによって場所的な範囲の特定がなされてきた」ため、「別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地」ないし「住居である建物の存する土地」との特定で十分である旨主張する（準備書面（7）18頁3行～20頁6行）。

しかしながら、上記①ないし④の事件は、いわゆる抽象的不作為請求訴訟に関するものであり、具体的な作為を請求している本件とでは、求められるべき対象の特定は全く異なるから、原告らの上記主張は失当である。

すなわち、上記①及び②の事件の原告らは、浮遊粒子状物質を原告らの居住地において一定の数値以上としないことを求めており、また、上記③及び④の事件の原告らは、原告らの居住地において一定の数値以上の騒音等を生じさせないことを求めている。これらの事件においては、原告らが求める不作為を実現するために、当該事件の被告らは、浮遊粒子状物質の発生を抑制し（上記①及び②）若しくは騒音等の発生を抑制する（上記③及び④）義務があり（かかる義務は当該事件の原告らの居住地で履行されるわけではない。）、当該事件の被告ら又は裁判所の授権決定に基づく第三者（以下、「執行機関等」という。）は、当該事件の原告らの居住地において、浮遊粒子状物質若しくは騒音が一定の数値以下となっているかを測定するのみで足り、当該事件の原告らの居住地という「場所」において何らかの具体的な除去行為等の作為（浮遊粒子状物質を除去する行為や騒音等を生じさせないための行為）を行う必要はないから、執行機関等が当該事件の原告らの居住地においてなすべき作為は存在せず、その結果、原告らの居住地は測定を行う場所として特定されていれば足りる、という状況にあったものである。

これに対し、本件は、原告らが求める原状回復を実現するためには、実際に被告東京電力又は執行機関等（以下「被告東京電力ら」という。）が、「別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地」に赴いて、当該居住地内において放射性物質の除去という具体的な作為を行う必要があるから、何処で何をすべきかが明確でなければ、かかる代替的作為義務を実現することができない。このため、作為の内容と作為義務を履行すべき場所の範囲を明確に特定する必要があるのである。

しかるに、以下に述べるとおり、請求の趣旨第1項記載の「別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地」ないし準備書面（7）記載の「住居である建物の存する土地」という特定によっては、作為の対象となる場所が特定されているとは到底いうことができない。



## (2) 「住居である建物」の不特定

「住居である建物」といっても、ある建物が住居にあたるかどうか、また、当該建物が原告らの住居かどうか等は外観上一見して明らかではない。例えば、別紙原告目録の「平成23年3月11日における居住地」欄記載の土地上に複数の建物が存するような場合には、そのいずれが、原告らが平成23年3月11日に居住していた建物であるか明らかでない。

「住居である建物」が特定されない以上、作為の対象となる「住居である建物の存する土地」は特定されない。

## (3) 土地の範囲の不特定

### ア 土地の範囲が不明確であること

「別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地」ないし「住居である建物の存する土地」という原告の特定では、作為の対象となる土地が、地番表示の土地なのか、住居表示の住居番号が示す住居である建物の直下の土地なのか、地番表示だとした場合、建物の建築面積と同一の土地なのか、それとも「住居である建物」が存する一筆の土地なのか、「住居である建物」が存する一筆の土地上に原告ら以外の第三者が居住する建物が存する場合は当該建物の存する土地の範囲は除かれるのか、どの範囲で除かれるのか、一筆の土地上に住居である建物が所在するものの庭や駐車場については別筆の土地に存する場合などは、当該別筆の土地も含まれるのか等が全く明らかでない。

仮に、作為の対象となる土地が、建物の建築面積と同一の土地（建物の直下の敷地部分）を想定しているとするれば、対象となる土地は全て建物によって覆われているため、建物を除却しない限り、土地そのものの放射線量率を測定することも、その除染を行うこともできない。建物が存する一筆の土地であるとしても、建物が存する部分の土地（建物の直下の敷地部

分)は、建物を除却しない限り測定も除染もできないことは同様である。そうであれば、原告らのいう「住居である建物の存する土地」がどの範囲の土地を指すのかは全く明らかでない。

このように、原告らの特定では、作為の対象である土地の範囲が特定されているとはいえない。

以下においては、「住居である建物の存する土地」が建物の直下のみではないとの前提で論述する。

#### イ 境界が不明確であること

原告は、「居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下」とすることを求めているのであるから、居住地内の一つ又は複数のポイントが0.04マイクロシーベルト以下となることを求めているのではなく、居住地内を面的に（あらゆる地点において）0.04マイクロシーベルト以下とすることを求めていると解される。

ところが、「別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地」の中には、隣地との境界が明確でないものもあると思われる。また、地図上で隣地との境界が確認できる場合であっても、土地の所有者間には境界についての争いが現に存在し又は潜在的に存在している場合があり、そのような場合には境界画定訴訟、筆界特定手続などによりかかる争いを先行して解決する必要があるため、作為の対象となる土地は特定されていない。

さらに、公図上は境界が明らかであったとしても、現地では境界標等が存しなかったり、逆に境界標等が複数存して、執行機関が境界を確認できない事態が発生することが容易に予見できる。面的な除染を求める以上、執行機関において境界を確認できなければ執行することはできない。

#### ウ 集合住宅である場合

原告らの中には、集合住宅に居住する者も多いが、この場合も、「住居である建物」の範囲が明らかでない。例えば、平成23年3月11日時点の居住地が「福島県郡山市●●町●●福島マンション505号室」と記載されている場合、「住居である建物」が、「福島マンション」の505号室を指すのか、それとも「福島マンション505号」を含む建物全体を指すのかが明らかではない。また、「住居である建物の存する土地」とは、「福島マンション」という建物全てが存する土地を意味するのか、その範囲もどこまでとなるのかが明らかでない。

#### エ 除染の対象範囲の不特定

放射線は「住居である建物の存する土地」の周囲からも及ぶものであるから、原告らの居住地の空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とするのであれば、周辺の土地等（隣地だけとは限らない。）においても、同じく除染措置を実施する必要がある。

また、請求の趣旨及び準備書面（7）によれば、除染作業の対象は「住居である建物の存する土地」であり、同土地上の建物、建造物、動産等は含まれないが、「住居である建物の存する土地」について除染措置を講じてもなお空間線量率が高ければ、周辺の土地と同様に、「住居である建物の存する土地」上の建物等並びに周辺の土地上の建物等に対しても除染措置を実施する必要がある。

この点について、環境省除染チーム作成の「国及び地方自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について」（丙B25）は、「その場の汚染源の除染を行うと、当該汚染源から受ける放射線量は減少

するが、周辺には汚染が残っているためバックグラウンド<sup>1</sup>の放射線量はあまり減少しない。そのため、汚染源の放射性物質は減少したものの、測定される放射線量はあまり減少しないという現象が生じる。特に、除染した場所の汚染の度合いが相対的に小さい場合はバックグラウンドの影響が支配的となるため、この傾向が顕著に現れやすくなる。」（6頁）と説明しており、当該汚染源の除染措置のみでは、限界があるとされている。

さらに、原告らは、「住居である建物の存する土地」における空間線量率を居住地の周辺より大幅に低いと思われる毎時0.04マイクロシーベルト以下にすることを求めているのであるから、「住居である建物の存する土地」のみの除染措置でかかる請求内容は達成できないと考えられる。

このように、原告らの「住居である建物の存する土地」の空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とせよとの原告らの請求を実現するために必要となる除染対象の場所的範囲は、当該「住居である建物の存する土地」に限られず、その周囲の土地等に広く及ぶことが予想されるものであるから、被告らの作為の対象となる場所的範囲は全く特定されていないというほかない。

#### （4）小括

上記のとおり、本件においては、作為の対象となる場所の範囲が特定されなければならず、これが特定されない限り、原告らの求める状態を実現する行為を行うことはできない。

### 3 作為の具体的内容の不特定

---

<sup>1</sup> バックグラウンドの放射線量は、①環境バックグラウンド（自然界に存在する放射性物質、及び核実験等によって放出された放射性物質）、②少し離れた場所に存在する事故由来放射性物質からのそれぞれの放射線量の合計である（丙B25の6頁）。

(1) 作為の具体的内容の特定の必要性

被告東京電力は、答弁書において、訴訟上の請求は、これに対応する判決がなされた場合は、強制執行にまで至るものであり、請求内容は一義的に特定されていなければならないところ、原告らが求める「1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下」という状態を達成するための具体的方法が何ら特定されていない旨指摘した（28頁4行～8行）。

これに対し、原告らは、請求内容は「空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とする」というように明確に特定している、また、前掲国道43号線訴訟控訴審判決及び前掲同上告審判決、前掲横田基地訴訟第1・第2次訴訟上告審判決を引用し、請求内容の実現のための方法を特定しない請求も適法であると主張する（準備書面（7）12頁16行～15頁最終行）。

しかしながら、以下で述べるとおり、原告らの主張は失当である。

ア まず、原告らが先例として引用する国道43号線訴訟控訴審判決及び上告審判決、横田基地第1次及び第2次上告審判決は、結論として差止請求について原告の請求を棄却している上、国道43号線訴訟上告審判決は抽象的不作為請求の適法性について明示の判断をしておらず、本件の先例としての価値はない。

イ また、上記の各裁判例は、抽象的不作為請求訴訟に関するものであるところ、本件における原告らの請求は、被告東京電力に具体的な作為を求めらるるものであって、上記裁判例とは前提を全く異にするものである。

すなわち、抽象的不作為を求める訴えについては、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的内容が合理的に限定されるといえ、そのような場合には請求の特定に欠けることはない

とされ得るとも考えるが、このような抽象的不作為に関する裁判例は、本件のような被告らに具体的な作為を求めている訴えには妥当しない。後述のとおり、除染の方法は、除染作業の対象及び放射線量の高さに応じて、多種多様であり（但し、1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下を実現可能とする除染方法は主張・立証がない。）、作為の内容が具体的に特定されていない限り、請求の趣旨は不特定であることが明らかである。

建物収去土地明渡請求事件については、請求の趣旨及び判決において作為の内容を具体的に特定していなくても執行を行うことが可能であるが、それは建物収去土地明渡しの執行方法がすでに確立され、定着しているからであって、本件の請求とは本質的に全く異なるものである。確立された方法の存しない本件のような請求については、その請求の趣旨において、原告が執行方法を特定しなければ、執行することはできない。

なお、被告東京電力を被告・被控訴人として、控訴人（原告）が、所有権による妨害排除請求権に基づき、控訴人所有・共有の土地について、土地の空間線量率が毎時0.046マイクロシーベルトとなるまで放射性物質を除去せよとの作為を求めた訴訟事件（東京高判平成25年6月13日、平成24年（ネ）第8210号放射性物質除去請求控訴事件）の判決（丙B26）も、上記と同趣旨を述べ、控訴人は作為の内容となる妨害排除請求行為としての具体的方法を請求の趣旨において特定していないといわざるを得ないとして訴えを不適法とし、請求を棄却した第1審判決を取り消し、控訴人の訴えを却下している。

ウ さらに、原告らが指摘する抽象的不作為請求訴訟と本件とは、以下の点においても事案の性質が全く異なる。

すなわち、前者は、大気汚染や騒音による侵害行為の発生源が被告側の支配領域内にあるという事案であり、裁判所は、かかる前提の下、原告に

において禁止されるべき又は侵害防止のために行われるべき行為を特定しなくても、請求の特定に欠けるものではないと判断した事案である。

侵害の発生源が被告の支配領域内に存在し、これが継続している場合には、侵害の結果の防止方法についての資料、情報等が被告に集中しており、かつ、侵害結果の防止方法については被告が選択して実行すべき立場にあるといえることから、被告に具体的な防止行為等の特定を任せても酷とはいえないとも考えられる（さらに、上記のとおり、かかる訴えの場合、禁止される行為の結果が特定されることによって実現可能な不作為義務の具体的内容が合理的に限定されるとも考えられるところである。）。被告は、自己の支配領域において、浮遊粒子状物質や騒音の発生を抑制すれば足り、義務の内容は特定されており、執行機関等は原告の居住地において一定の数値以下であるか否かを測定すれば足りるから、執行は容易である。

一方、本件は、原告らが、原告らの居住地においてすでに存在している、すなわち原告らの支配領域内にある放射性物質について、その積極的な除去を求めている事案である。除染措置に関する一般的な知見、情報は除染の主体となるべき被告国又は自治体が有していると考えられるが、多種多様な除染措置の中には、除染対象である財産（原告らの所有財産もあれば原告ら以外の所有不動産、原告ら以外の所有動産も存在する。）を毀損するものも多いたるところ、被告東京電力には、除染対象である財産を毀損する権限はもちろん、除染の対象となる財産をどの程度毀損するかを選択する権限もない（当該除染対象物が当該居住地の原告以外の所有であった場合、当該第三者の承諾を得ることなく、当該除染対象物を毀損することは認められない。）。

また、除染に当たっては、「居住地」の土地の状況、居住地内の建物等の状況に応じて多種多様な除染方法の中から適切なものが選択されるべきであると考えられるが、これらの状況は被告東京電力及び執行機関には不

明であり、如何なる除染措置を選択すべきであるか、請求の趣旨からは全く分からないというほかない。

エ 以上から、原告らが掲げる裁判例は本件訴訟での原状回復請求とは前提となる事情を異にしており、これらの裁判例の考え方を本件に適用することはできない。

## (2) 作為の具体的内容が不特定であること

原告らは、請求の趣旨第1項において、「被告らは、各自、各原告に対して、それぞれ別紙原告目録の『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とせよ」と求めているが、この請求の趣旨には、「1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下」という「作為の結果である数値」が記載されているのみであって、作為自体の具体的内容は何ら記載されておらず、特定されていない。

原告らは、第2回口頭弁論期日において、原告らが想定する除染方法に関して裁判所からの求釈明を受けたため、準備書面(8)11頁～20頁において、環境省が公表した「除染関係ガイドライン第2版」(甲B90)(以下「除染関係ガイドライン」という。)の内容を列挙した上で、「以上のように、除染方法は、環境省『除染関係ガイドライン第2版』によって、非常に詳細かつ具体的に定められている。」と述べる。

しかし、そもそも、原告らは、除染関係ガイドラインが示す具体的な除染方法を請求の趣旨に何ら記載していないのであるから、原告らの請求は作為の内容を特定していないものとして、不適法である。

加えて、仮に、「除染関係ガイドライン記載の除染方法を用いて除染せよ。」というように請求の趣旨が修正されたとしても、下記イで述べるとお



り、除染関係ガイドラインは多種多様な除染方法を提示しているものであるから、原告らが被告らに求める作為の内容は特定されない。

#### ア 原告らの請求について

原告らは、原告らが求める空間線量率を達成するための放射性物質の除去方法も、除染をする場合の除染方法・除染措置についても、一切特定をしていない。

仮に、原告らの請求が、除染関係ガイドラインによる除染措置を前提にした請求であると仮定しても、除染関係ガイドラインが想定している除染対象、除染方法はあまりに多種多様であるため、被告東京電力の作為義務の具体的内容が特定されるものではない。

また除染特措法が想定している除染結果は、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域においてでさえ、「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること」である（甲B98の5頁）。年間1ミリシーベルトとは、毎時0.23マイクロシーベルトに相当する（換算方法については脚注を参照。<sup>2</sup>）。

このように、原告らの請求は、除染特措法の基本方針が「長期的な目標」とする毎時0.23マイクロシーベルトをも大きく下回る数値である

---

<sup>2</sup> 「1時間あたり0.23マイクロシーベルト」という数値は、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算し、自然放射線量分を加えて算出したものである。すなわち、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトという数値は、人が1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4倍）のある木造家屋）に16時間滞在するという生活パターンを送ると仮定すると、以下の式①のとおり、毎時0.19マイクロシーベルトとなる。そして、測定器で測定される放射線には、事故由来の放射性物質に加え、大地からの放射線毎時0.04マイクロシーベルトが含まれるため、以下の式②のとおり、毎時0.23マイクロシーベルトが、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトに該当する線量ということになる（甲B97）。

式①：年間1ミリシーベルト÷365日÷（8時間+0.4×16時間）＝毎時0.19マイクロシーベルト

式②：0.19（事故由来分）+0.04（自然放射線分）＝毎時0.23マイクロシーベルト

が、除染特措法に基づく除染を前提とした除染関係ガイドラインは、毎時0.04マイクロシーベルトを実現することを想定する手法ではなく、かつあくまで長期的な目標として毎時0.23マイクロシーベルト以下となることを目指しているものであるから、民事執行のように短期的な行為によって直ちに一定の線量以下とすることを想定した除染方法としてふさわしいとの立証はないといわざるを得ない。したがって、除染関係ガイドライン記載の除染措置をとったとしても、毎時0.04マイクロシーベルトの空間線量率は直ちには実現できないと考えられ、目的と手段が不適合である。

したがって、除染関係ガイドラインの存在をもってしても、原告らは、自身の請求内容を達成するために被告東京電力に求める作為義務の具体的内容を特定できていないことは明らかである。

#### イ 除染方法の不特定

除染方法については、除染対象箇所によって多種多様なものがあり、一般的に定まるものではない。

除染関係ガイドラインは、「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」、「Ⅲ. 道路の除染等の措置」、「Ⅳ. 土壌の除染等の措置」、「Ⅴ. 草木の除染等の措置」、「Ⅵ. その他」について、それぞれ、測定方法や除染方法を具体的に記載している。

この中で、「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」とは、①屋根等の除染、②雨樋の除染、③外壁の除染、④柵・塀、ベンチや遊具等の除染、⑤庭等の除染、⑥側溝等の除染を、それぞれ実施することを想定しており（甲B90の3、2-10頁、2-16頁、2-18頁等）、一般的な居住地における除染措置を説明したものである。

しかし、原告らの目的とする空間線量率を実現するためには、単に、

「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」を行えばよいというものではないと考えられる。

なぜなら、原告らが除染措置を求める「住居である建物の存する土地」とは一定の広がりがあり（但し、住居である建物の直下の土地に限定されない）と仮定した場合）、その状況も様々であると考えられるところ、例えば、当該「住居である建物の存する土地」に道路（舗装の有無を問わない）が含まれる場合は「Ⅲ. 道路の除染等の措置」が問題となり、農地が含まれる場合は「Ⅳ. 土壌の除染等の措置」が問題となり、街路樹等生活圏における樹木が含まれる場合は「Ⅴ. 草木の除染等の措置」が問題となる。

さらに、当該「居住地」の周辺の土地等における除染措置も問題となる。そのため、原告らの請求を実現するためには、「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」以外の各項目を含めた、以下で述べるありとあらゆる除染方法を、状況に応じて判断しながら、繰返し行う必要がある。

#### (ア) 建物等の工作物の除染等の措置

- a 除染関係ガイドラインは、「建物等の工作物の除染等の措置」について、除染対象を「屋根等」、「雨樋」、「外壁」、「柵・塀、ベンチや遊具等」、「庭等」、「側溝等」の6つに区分けし、さらに、「庭等」については「土の庭等」、「砂利・碎石の庭等」、「芝生の庭等」、「コンクリートやアスファルトにより舗装された庭、駐車場やたたき」に細分化して、それぞれについて、多種多様な除染方法を説明している（甲B90の3，2-18頁，2-32頁）。

なお、建物等の内部を対象とする除染方法の記載はない。

- b 各除染対象に対するそれぞれの除染方法は、甲B90の3のとおり

であるが、例えば、「庭等」を対象とする除染方法だけでも様々なものがある。すなわち、除染関係ガイドラインは、「庭等」の土壤の除染について、以下の方法を説明している。

「家屋の庭等では、放射性セシウムは落葉や庭木、ならびに土面の表層近くに付着しています。まず落ち葉を拾い、放射性物質の付着状況に応じて庭木の剪定を行います。事故後除草を行っていない場所は、必要に応じて下草等の除去を行います。地面を覆うように苔や下草が生えている場所では、立鎌等を用いて下草等を掻き取る方法も有効です。

また、雨樋からの排水口、排水溝、雨水枡や、雨樋のない屋根の軒下の付近、樹木の根元等に放射性セシウムが比較的多く付着している可能性がありますので、それらの土壤等を手作業等により除去します（図2-20及び図2-21参照）。」

（甲B90の3，2-32頁）

さらに、除染関係ガイドラインは、上記の方法でも除染効果が見られない場合として、以下の多様な除染方法を説明している。

#### （a）土の庭等

除染関係ガイドラインは、土の庭等の場合、「天地返し」（放射性セシウムを含む上層の土と放射性セシウムを含まない下層の土を入れ替えることによる土地表面を被覆する方法）、「表土の削り取り」、又は「土壤により覆うこと（土地表面の被覆）」を検討すべきであると説明しており（甲B90の3，2-33頁）、除染対象の状況に応じた除染方法の選択が必要になる。

また、「表土の削り取り」については、「除去土壤の発生量が過大にならないように、削り取る土壤の厚さを適切に選定するこ

とが重要です。具体的には、削り取りの対象とする土壌表面については、まず小さい面積（外部からの放射線の影響をなるべく受けずに土壌表面の空間線量率等を測定できる程度の面積）について、空間線量率等を測りながら表土を1～2 cm 程度ずつ削り取り、削り取るべき厚さを決定することが推奨されます」と説明され（甲B90の3，2－33），また、「土地表面の被覆」についても、「被覆を行う際は、被覆する厚さが過大にならないように、遮へいを目的とした被覆厚さを適切に選定することが重要です。」と説明されており（甲B90の3，2－33頁），いずれも、土壌に応じた適切な厚さが選択される必要がある。

#### （b）砂利・碎石の庭等

除染関係ガイドラインは、砂利・碎石の庭等について、以下のように除染方法を説明しており、除染対象の状況に応じた除染方法の選択が必要となる（甲B90の3，2－33頁及び2－34頁）。

「砂利・碎石の庭等の場合、砂利・碎石を水槽に入れ、攪拌や高圧水洗浄により砂利・碎石の放射性物質を除去し、洗浄後に再敷設を行います。高圧水洗浄等を行った際の排水の取扱いについては、「4.（2）排水の処理」を参照してください。

洗浄を行っても十分に効果が見られないと考えられる場合においては、スコップ等を用いて砂利、碎石を均質に除去します。砂利、碎石を除去した場合は、必要に応じて従前と同じ種類の砂利、碎石を用いて、従前と同じ現況高さまで、おおむね従前と同じ締め固め度で被覆します。

なお、砂利・碎石が敷かれた土地においては、時間経過により砂利・碎石の下の土壌に放射性物質が蓄積している可能性があり、砂利・碎石の除染またはその下の土の除染のどちらを行うべきか判断が必要な場合があります。その際、測定や試験施工等を適切に行い除染の方法を決定することが必要です。」

#### (c) 芝の庭等

除染関係ガイドラインは、芝の庭等について、「芝の庭，下草が密生して生えている庭，サッチや枯葉・枯草の残渣があるような場所の除染方法については、「V. 3. (1) 芝地の除染」を参照してください。」と説明している（甲B90の3，2-34頁）。

「V. 3. (1) 芝地の除染」においては、芝地の除染方法として、除染の効果等の状況に応じて「深刈り」，「芝生の除去」を選択して実施するよう説明されている（甲B90の3，2-110頁以下）。

#### (d) コンクリートやアスファルトにより舗装された庭，駐車場やたたき

除染関係ガイドラインは、「コンクリートやアスファルトにより舗装された庭，駐車場やたたきの除染方法については、「Ⅲ. 道路の除染等の措置」に示します。」と説明しており（甲B90の3，2-34頁），「Ⅲ. 道路の除染等の措置」においては、下記（イ）記載のとおり、多種多様な除染方法を説明している。

(e) 小括

以上のとおり、除染関係ガイドラインは多様な除染方法（何れにしても、除染対象物の所有権には多大な影響が及ぶ。）を説明するとともに、除染対象の状況に応じて異なる方法を選択するよう説明しており、同ガイドラインにおいても、除染方法は一義的に特定されていない。

(イ) 道路の除染等の措置

a 除染関係ガイドラインは、「道路の除染等の措置」について、除染対象を「舗装面等」、「未舗装の道路等」の2つに区分けし、さらに、「未舗装の道路等」については「土の道路等」、「砂利・碎石の道路等」、「道路ののり面」に細分化して、それぞれについて、多種多様な除染方法を説明している（甲B90の3、2-58頁、2-65頁）。

b 各除染対象に対するそれぞれの除染方法は、甲B90の3のとおりであるが、例えば、「未舗装の道路等」を対象とする除染方法だけでも様々なものがある。すなわち、除染関係ガイドラインは、「未舗装の道路等」の土壌の除染について、以下の方法を説明している。

「未舗装の道路表面やのり面等については、まず、道路等の表面のごみ、落葉、苔、草、泥、土等を手作業により除去します。それでも除染効果が得られない場合、放射性セシウムは表層近くに付着していますので、重機等を用いた上下層の土の入れ替え（天地返し）や表土の削り取り、あるいは土地表面の被覆によって放射線量の低減が期待できます。ただし、天地返しや土地表面の被覆、表土の削り取りは他の除染方法に比べてコスト

も高く、作業も大がかりとなります。したがって、市街地や居住地に隣接している道路であって、他の除染方法では放射線量が十分に低減できない場合についてのみ、実施を検討することが推奨されます。」

除染関係ガイドラインは、上記の説明を踏まえて、除染対象の種類に応じて以下の多様な除染方法を説明している。

#### (a) 土の道路等

除染関係ガイドラインは、土の道路等の場合、「天地返し」、  
「表土の削り取り」、又は「土壌により覆うこと（土地表面の被覆）」を検討すべきであると説明しており（甲B90の3，2－66頁）、除染対象の状況に応じた除染方法の選択が必要になる。

また、「表土の削り取り」及び「土地表面の被覆」については、「建物等の工作物の除染等の措置」の「土の庭等」と同様（前記（ア）、b、（a））、いずれも、道路の状況に応じた適切な厚さが選択される必要があると説明されている（甲B90の3，2－66頁）。

さらに、「市街地や居住地に隣接している未舗装の道路の面積は比較的少ないことが予想され、土地表面の被覆よりも削り取りの方が効率的である場合もありますので、いずれかの方法を採用する際は、両者のコストや予想される除去土壌等の発生量を考慮して最適な方を選択します。」と説明され（甲B90の3，2－66頁）、適切な除染方法の選択の必要性が記載されている。

#### (b) 砂利・碎石の道路等

除染関係ガイドラインは、砂利・碎石の道路等の場合について、



「砂利・碎石を水槽に入れ、攪拌や高圧水洗浄により砂利・碎石の放射性物質を除去し、洗浄後に再敷設を行います。」と説明し、洗浄を行っても十分に効果が見られない場合、「砂利、碎石を均質に除去します。砂利、碎石を除去した場合は、必要に応じて従前と同じ種類の砂利、碎石を用いて、従前と同じ現況高さまで、おおむね従前と同じ締め固め度で被覆します。」と説明している（甲B90の3，2-67頁）。

また、除染関係ガイドラインは、「砂利・碎石が敷かれた道路においては、時間経過により砂利・碎石の下の土壌に放射性物質が蓄積している可能性があり、砂利・碎石の除染またはその下の土の除染のどちらを行うべきか判断が必要な場合があります。その際、測定や試験施工等を適切に行い除染の方法を決定することが必要です。」と説明し、適切な除染方法の選択の必要性が記載されている。

#### (c) 道路ののり面

除染関係ガイドラインは、道路ののり面の場合について、「道路ののり面の除染については、汚染の状況に加え、除染後ののり面の安全性や利用の実態等を勘案して、除染実施の判断を行います。特に、表土除去にあたっては、のり面の性状（勾配、土質・岩質）及び植生の有無を考慮する必要があります。まず、のり面保護として植生工を施している場合は、先に植物等の除去や保護構造物の除染を行った結果として、効果が得られない場合に表土の除去を行うこととします。具体的には、スコップ等を用いて手作業で回収する方法、バックホウ等の重機を用いる方法、エア吸引パイプ等の専用の装置で回収する方法等があります。」などと

説明し（甲B90の3，2-67頁），適切な除染方法の選択の必要性が記載されている。

（d）小括

以上のとおり，除染関係ガイドラインは多様な除染方法を説明するとともに，除染対象の状況に応じて異なる方法を選択するよう説明しており，また，例えば，「のり面の性状及び植生の有無を考慮する必要があります」と記載されているように，どのように考慮すればよいのかが一義的に特定されていない記載も含んでいる。このように，同ガイドラインにおいても取るべき除染方法・程度等は一義的に特定されていないのである。

（ウ）土壤の除染等の措置

- a 除染関係ガイドラインは，「土壤の除染等の措置」について，除染対象を「校庭や園庭，公園の土壤」，「農用地」の2つに区分けし，さらに，「農用地」については「耕起されていない農用地」，「耕起されている農用地」に細分化して，それぞれについて，多種多様な除染方法を説明している（甲B90の3，2-85頁，2-94頁）。
- b 各除染対象に対するそれぞれの除染方法は，甲B90の3のとおりであるが，例えば，「校庭や園庭，公園の土壤」を対象とする除染方法だけでも，以下のとおり様々なものがある。

すなわち，除染関係ガイドラインによると，「校庭や園庭，公園の土壤」の除染については，「除染に伴う飛散，流出等の汚染の拡大を防ぐための措置」を行った上でホットスポットの土壤等について手作業で除去をする，それでも除染効果が見られない場合は，重機等を用

いて上下層の土に入れ替え（天地返し）、土地表面の被覆、あるいは表土の削り取りを行い、人工芝の場合は人工芝の充填材の除去を行う、とされている（甲B90の3、2-87頁以下）。

さらに、除染関係ガイドラインは、「表土の削り取りを行う場合は、あらかじめ表層からの汚染の深さを確認し、最適な剥ぎ取り厚さを設定することが必要です。」と説明しており（甲B90の3、2-87頁 図2-49）、土壌の状況に応じて、削り取りを行う適切な厚さはそれぞれ異なり、同ガイドラインにおいても一義的に特定されていない。

#### （エ）草木の除染等の措置

a 除染関係ガイドラインは、「草木の除染等の措置」について、除染対象を「芝地」、「街路樹等の生活圏の樹木」、「森林」の3つに区分けして、それぞれについて、多種多様な除染方法を説明している（甲B90の3、2-110頁）。

b 各除染対象に対するそれぞれの除染方法は、甲B90の3のとおりであるが、例えば、「街路樹等の生活圏の樹木」を対象とする除染方法だけでも以下のとおり様々なものがある。

すなわち、除染関係ガイドラインは、「街路樹等の生活圏の樹木」の除染について、「周辺地表面の落葉等の堆積有機物の除去」、「樹木の洗浄」、「剪定」等の方法を説明している。まず、樹木の近辺の地表面にある落葉の除去や除草を行い、それでも除染効果が見られない場合、表層の土壌を除去し、表層の土壌を除去した部分は、適宜、わら等の有機物の客土を施し、圧密等の措置を施すと説明している。

また、落葉の除去や除草による除染効果が見られず、枝等が汚染さ

れていると考えられる場合においては、枝等の剪定を行う方法を説明している。

さらに、除染関係ガイドラインは、街路樹等の生活圏の樹木の除染において、表土の削り取りについて、「深く掘りすぎないこと。」と説明し、枝等の剪定について、「必要に応じて、伐採や高圧水洗浄による除染を行うことを検討します。」と説明しており（甲B90の3，2-114頁），樹木やその土壌の状況に応じて、削り取りを行う適切な厚さ，除染方法，その実施の程度がそれぞれ異なり，同ガイドラインにおいても一義的に特定されていないことが確認できる。

#### （オ）その他

除染関係ガイドラインは、「河床の堆積物」についても、放射性セシウムが堆積している可能性を指摘しているが、その具体的な除染方法については示していない（甲B90の3，2-121頁）。

#### （カ）まとめ

以上のとおり、具体的な除染措置の内容は場所の状況等に応じて多種多様であるところ、本請求においては、執行機関が具体的に「除染行為」としていかなる行為をするのかが何ら具体的かつ一義的に特定されていないものである。

#### ウ 除去土壌の収集・運搬，保管，処分方法の不特定について

原告らの請求に係る債務は原告らの居住地について除染作業を行うことを内容とするものであり、原告らの居住地について除染作業を行うことにより仮に放射線量を下げることができたとしても、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等をどうするのか、が同時に問題と

なり、他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになるから、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を暫定的に貯蔵する中間貯蔵施設や最終的に処分するための最終処分場等の施設を確保して放射線による被ばくを適切にコントロールすることが不可欠である（前掲東京高判平成25年6月13日，平成24年（ネ）第8210号放射性物質除去請求控訴事件（丙B26）も同趣旨を述べる。）。

しかるに、現状では、「除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン」，「除去土壌の保管に係るガイドライン」は策定されているものの、中間貯蔵施設や最終処分場等の施設が確保されているわけではなく、現実的には、除染特措法に基づくロードマップに従った除染作業を超えて、即時に、原告らが求める除染作業（しかも、空間線量率を毎時0.04マイクロシーベルト以下にするという除染作業）を実施することはできない。

そのような観点からも、原告らは、その請求内容を実現する具体的な方法として、除去した土壌等の収集・運搬、保管、処分をどのようにするかを特定しなければ、請求内容とする具体的な作為内容を特定したことにならないものであるところ、原告らは、この点についても何ら明らかにしていないのである。したがって、かかる点においても原告らの請求内容は被告らに求める具体的な行為内容を特定していないものであって、不適法である。

## エ 小括

原告らは、本件請求において、被告らに対して請求する作為の内容を具体的に特定する必要がある。

しかるに、上記のとおり、除染対象・状況等に応じて、除染のための方法は多種多様であるところ、本件の請求の趣旨は、作為の結果を記載しただけであって、作為義務の具体的内容を特定していない。

原告らは、除染措置を行うべき「住居である建物の存する土地」が裸地なのか砂利なのか芝地なのかアスファルトなのか、その状態を明らかにしておらず、従って土地の状態に応じてどのような除染方法を採用すれば1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とすることができるか不明であり、また「周辺の土地、建物、建造物及び動産」を各「住居である建物の存する土地」毎に特定しておらず、周辺の土地等の状態に応じた除染方法を特定していない。

さらに、除染後の土壌の処分等の方法についても何ら特定していないのである。

このように具体的な作為内容を特定しないままでは、強制執行をすることができないことは明らかであり、かかる請求の趣旨は不適法である。

#### 4 測定方法の不特定

##### (1) 測定方法の特定の必要性

原告らが求める空間線量率を実現するためには、放射性物質の除去の前後で、空間線量率を測定する必要がある。

しかしながら、原告らは、その居住地において、どのような測定機器を用いて、どのように空間線量率を測定するのか、つまり、測定機器、測定地点、測定の実施方法等を全く特定していない。

放射線量には様々な種類が存在し、測定機器毎に測定できる放射線の種類、測定精度に差があるとともに、同一住所内であっても、時間、場所、気候等の条件によって測定される放射線量は大きく異なるものであり、かつ、毎時0.04マイクロシーベルトという数値は非常に小さな値であることから、請求の特定にあたっては、放射線量の測定方法の特定は必要不可欠である。

原告らは、「原状回復請求の基礎となる空間線量率の測定については、上記放射性物質汚染対処特措法施行規則及び「除染ガイドライン（第2版）」

にそって把握されるべきものである」と主張しており（準備書面（8）11頁5行～7行），かかる主張は，放射性物質汚染対処特措法施行規則及び除染ガイドラインにおいて一定の測定方法が記載されているから，原告らにおいて詳細な空間線量率の測定方法を特定する必要はない旨主張するものと思われる。

しかし，以下で述べるとおり，除染ガイドラインを前提にしたとしても，原告らによる測定方法の特定は不十分である。

## （2）測定機器の不特定

原告らの請求を裁判上履行実現するためには，除染作業の開始ないし終了にあたり放射線量を測定する必要があるところ，以下で述べるとおり，原告らの請求においては，測定されるべき放射線の種類が特定されていない上，これを測定する機器も特定されていない。

まず，放射線とは物質を透過する力を持った光線に似たもので，アルファ（ $\alpha$ ）線，ベータ（ $\beta$ ）線，ガンマ（ $\gamma$ ）線，エックス（X）線，中性子線等様々な種類が存在しているが，原告らはこのうちどの放射性物質から発せられる放射線の量を問題としているのか明らかにしていない。

また，本件事故で放出された放射性物質のうち現在もその影響が問題となっているのは放射性セシウムであるが，放射性セシウムはベータ線とガンマ線の両方を放出する（丙B27の24頁）。

通常，放射性セシウムによる空間線量率（マイクロシーベルト／時）は，校正（測定器の指示値と基準となる放射線量とを比較しその違いを調べること）された測定器を用いることで測定ができるが，ベータ線とガンマ線を測定できるタイプのガイガーカウンターで放射性セシウムからのベータ線だけ測定すると，ガンマ線による影響で，ベータ線の誤計数が起こり数値が大きくなってしまい，この結果，正確な測定ができなくなってしまう等の問題が

ある（丙B27の24頁）。

さらに、原告らは、本件事故後に検出されたストロンチウムやプルトニウム（プルトニウム239とプルトニウム240）も問題にしているところ（訴状18頁7行～8行）、プルトニウムは主にアルファ線を放出する放射性物質であるため（丙B27の25頁）、プルトニウムについても放射線量を測定するとなれば、アルファ線についても測定できる機械・方法をもって測定を行う必要があるが、これについても原告らは何も述べていない。

放射線量の測定方法について、除染関係ガイドラインは、「空間線量率と表面線量率の測定機器」として「校正済みのシンチレーション式サーベイメータ（原則としてエネルギー補償型<sup>3</sup>とする）を用いてガンマ線の空間線量率と表面線量率を計測します」としつつ、「ガンマ線の空間線量率を計測できるものであればそれ以外の測定機器を使用することも可能です」とも説明している（甲B90の2，1-16頁）。

また、除染関係ガイドラインは、「本ガイドラインでは、生活空間における空間線量率を把握するための測定点を「測定点①」とします。測定点①では、NaIシンチレーションサーベイメータ等により、原則として地表1mの高さで空間線量率を測定します。」と説明し、「測定器の例」として、「NaIシンチレーションサーベイメータ」と「CsIシンチレーションサーベイメータ」の2つを挙げており（甲B90の2，1-7頁及び同1-8頁。さらに、環境省が作成している「放射能濃度等測定方法ガイドライン」

---

<sup>3</sup> 除染関係ガイドラインは、エネルギー補償型について、「同じガンマ線でも放射性物質の種類によってエネルギーの強さが異なるため、正確な空間線量率を把握するためには、エネルギーの強さを考慮することが可能なエネルギー補償機能のある測定機器で測定することが適当である。エネルギー補償の機能がない測定機器で、セシウム線源で校正した機器は放射性物質の種類がセシウムだけの場所では正確な測定が期待できるが、セシウム以外の放射性物質を測定すると値がずれる。このため、事故由来の放射性物質であるセシウムが少ない地域や自然放射線の線量レベルが高い地域では、測定の精度が下がることに注意が必要。」と説明している。



(丙B28)では空間線量計の種類例として、上記2つの他、「その他のシンチレーションサーベイメータ」、「GMサーベイメータ」も記載しており(同5-2頁)、空間線量率の測定は、1年以内に校正されたシンチレーション式サーベイメータ等を用いて行うが、「空間線量計校正については、日本工業規格(シンチレーション式サーベイメータの場合はJIS Z 4511, JIS Z 4333, GMサーベイメータの場合はJIS Z 4329, JIS Z 4504)に準拠して行うこと」とも記載されている(丙B28, 5-2頁)。)、両者は、シンチレータ(放射線によって発光する蛍光物質)が、ヨウ化ナトリウム(NaI)なのか、ヨウ化セシウム(CsI)なのか異なり、NaIシンチレーションサーベイメータの方がCsIシンチレーションサーベイメータよりも感度が高いが、原告らはどの機器を用いるかについて何ら特定していない。

このように、そもそも原告らは、ベータ線、ガンマ線、アルファ線、エックス線及び中性子線等、いずれの数値を測定の対象としようとしているのかも明らかでなく、また、除染関係ガイドラインを前提にしても、ガンマ線の測定機器は一義的に特定されていない。

したがって、原告らの請求において、放射線量の測定に使用する測定機器の特定は不十分である。

### (3) 測定地点の不特定

原告らの請求は空間線量率の数値を問題にしているところ、空間線量率は、いわゆるホットスポット(放射性物質を含む雨水等によって土壌等が高濃度に汚染され、周囲と比べて放射性セシウムが濃集している蓋然性が高い地点。例えば、雨水等によって放射性物質が濃集しやすいくぼみや水たまり、側溝、雨樋下、雨水枡、樹木の下や近く、建物からの雨だれの跡といった場所が挙げられる。)の近傍では高い数値を記録し(甲B90の3, 2-14頁)、

また、地表に近づくにつれて高くなるなど、同一の住所地内であっても、測定地点（高さを含む。）に応じて異なるものである（丙B29）。

そのため、放射線量の測定方法を一義的に明確にするためには、測定地点を特定しなければならない（土地を面的に全て測定することは不可能である。）。

この点、原告らは、測定方法は除染関係ガイドライン等に沿って把握されるべき旨を主張しているが、以下で述べるとおり、同ガイドラインを前提にしても、測定地点は特定されていない。

#### ア 測定すべき地表からの高さ

まず、除染関係ガイドラインは、放射線量を測定する地表からの高さについて、「生活空間の汚染状況は、原則として地表から1mの高さを計測します」と記載しつつ、「幼児・低学年児童等の生活空間を配慮し、小学校以下及び特別支援学校においては50cmの高さで計測しても構いません」と記載している（甲B90の2，1～8頁）。

原告らは、測定方法について、除染関係ガイドラインに沿って把握すべきと主張する一方で、放射線量を測定する地表からの高さについては、「地上1メートルの空間線量率のみで、被ばく線量をすべて評価することは適切ではない」（準備書面（5）3頁25行～26行）と主張し、かつ、他に適切と考えられる地点を示していない。

これらを踏まえると、原告らは、測定すべき地表からの高さを特定していないといわざるを得ない。

#### イ 測定地点

また、除染関係ガイドラインは、放射線量の測定地点を一義的に明示していない。

上記のとおり、除染関係ガイドラインは、「第2編 除染等の措置に係るガイドライン」において、「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」, 「Ⅲ. 道路の除染等の措置」, 「Ⅳ. 土壌の除染等の措置」, 「Ⅴ. 草木の除染等の措置」, 「Ⅵ. その他」の各項目に分けて測定方法や除染方法について具体的に記載している。

この中で、「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」とは、①屋根等の除染, ②雨樋の除染, ③外壁の除染, ④柵・塀, ベンチや遊具等の除染, ⑤庭等の除染, ⑥側溝等の除染を, それぞれ実施することを想定しており(甲B90の3, 2-10頁, 2-16頁, 2-18頁等), 一般的な居住地における除染措置を説明したものである。

さらに、除染関係ガイドラインは、測定地点について、測定点①(生活空間における空間線量率)と、測定点②(除染対象の表面汚染密度等)の2つに分けて測定方法を説明している(甲B90の3, 2-15頁 表2-3)。

原告らは、請求の趣旨において、居住地における空間線量率を問題としているのであるから、原告らは、測定点①(生活空間における空間線量率)を選択すると想定されるところである。

しかし、除染関係ガイドラインは、「Ⅱ. 建物等の工作物の除染等の措置」における測定地点(かつ測定点①)に関し、放射線量の測定点について、「測定点①については、居住者等が多く時間を過ごす生活空間を中心に決定します。この際、生活空間の放射線量への寄与が比較的小さいいわゆるホットスポット(放射性物質を含む雨水等によって土壌等が高濃度に汚染され、周囲と比べて放射性セシウムが濃集している蓋然性が高い地点)やその近傍については、その場所で居住者等が比較的多くの時間を過ごすことが想定されない場合は、測定点から外します。ホットスポットとしては、雨水等によって放射性物質が濃集しやすいくぼみや水たまり、側

溝、雨樋下、雨水枡、樹木の下や近く、建物からの雨だれの跡といった場所が挙げられます。」と説明している（甲B90の3，2-14頁）。

さらに、除染関係ガイドラインは、具体的な方法として、「戸建住宅については、庭等の屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等2～5点程度を測定点として設定します。」，「集合住宅、公共施設等については、庭等の屋外で、人が比較的多くの時間を過ごすことが想定される場所等5点程度を測定点として設定します。」などと記載する（甲B90の3，2-15頁）。

このように、除染関係ガイドラインは、複数の測定地点を選択し、かつ、ホットスポットを測定点から外すことを想定しているのであるから、除染関係ガイドラインをもってしても、原告らの居住地における測定地点が一義的に決まるものではない。さらに、被告東京電力又は執行機関が任意に2～5箇所の測定地点を設定した場合、原告らが測定地点に不満を持ち、これに関して紛争が生じることも予想される。

同ガイドラインは、裁判上の執行を念頭に置いて作成されているものではなく、除染の方法についての行政上の目安を示すものにとどまるというべきだから、かかる文書をもって、多数の場所について、包括的に、強制執行の方法を一義的に特定することはできず、除染方法の特定がなされていないことは明らかである。

ウ 以上のとおり、原告らが指摘する除染関係ガイドラインは、測定地点を一義的に決定するものではなく、原告らのこれまでの主張を踏まえても、放射線量の測定地点についても何ら特定されていないものである。

#### （４）測定の実施方法の不特定

特定の測定機器を使用し、特定の測定地点で放射線量を測定する場合でも、

測定の実施方法によって、測定結果に差異が生じ得る。そのため、放射線量の測定方法を一義的に明確にするためには、測定の実施方法を特定しなければならぬ。

この点、除染関係ガイドラインは、「測定機器と使用方法」において、空間線量率の測定方法を詳細に説明しているが（甲B90の2，1-16頁～39頁），かかる記載を前提にしても実施方法が一義的に示されているとはいえない。

また、原告らの請求を前提にすると、除染関係ガイドライン「II. 建物等の工作物の除染等の措置」の「事前測定」（甲B90の3，2-14頁～17頁）及び「事後測定」（甲B90の3，2-51頁）における空間線量率の測定方法が、原告らの想定する測定方法に合致すると考えられるが、原告らの「居住地」の状況次第では、これ以外の測定方法（「III. 道路の除染等の措置」，「IV. 土壌の除染等の措置」，「V. 草木の除染等の措置」における測定方法等）が妥当する場合もあり得るところであり，結局，測定方法は一義的に明確でない。

さらに、除染関係ガイドラインは、詳細な測定に際して、「測定場所，測定機器，測定日時，天候，測定結果の取りまとめ（測定点番号，測定対象，測定条件（測定高さ等），測定結果），測定場所の地図（測定点番号，測定対象が記載されていること）等について記載することが必要」と指摘しており（甲B90の2，1-14頁），除染関係ガイドラインを前提とすると，測定の実施方法を特定するためには，以上の各条件についても特定する必要があることになる。

以上のとおり，原告らが指摘する除染関係ガイドラインは，放射線量の測定の実施方法を一義的に特定しているものではない。

そして，原告らは，放射線量の測定の実施方法について，除染関係ガイドラインに沿って把握すべきとしているに止まるから，結局原告らの請求にお

いて放射線量の測定の実施方法については何ら特定されていないことに帰する。

#### (5) 小括

以上のとおり、原告らが指摘する除染関係ガイドラインは、測定方法の目安を示すものであり、測定方法を一義的に特定しているものではなく、また、原告らは、放射線量の測定方法について、何ら特定していない。

したがって、原告らの請求は特定を欠く。

### 5 同意の相手方及び内容の不特定

#### (1) 第三者の同意の必要性

原告らの求める空間線量率を実現するためには、それぞれの原告の「住居である建物の存する土地」を除染するだけでは足りず、同土地上の「建物等の工作物」、「土壌」、「草木」等の様々な対象について除染措置を行う必要がある。また、放射線は「居住地」の周囲からも放射されるものであるから、周辺の土地（隣地だけとは限らない。）においても、同様の除染措置を行う必要がある。

しかしながら、原告らの「居住地」が当該原告の所有であるかどうかは不明であり、「居住地」を原告らが権原に基づいて賃借・使用賃借しているかも明らかではなく、かつこれらの土地に地上権・抵当権等が設定されていることもあり得る。

また、「居住地」上に存する建物にも、原告ら以外の賃借人、担保権者、建物内の動産を所有する第三者、建物に対する担保権者等、多数の利害関係人が存するものと考えられる。

除染措置の中には、例えば表土を削り取り、樹木を切断し、建物であれば洗浄等しても線量が十分下がらないのであれば建物の壁を除去する等、所有

権・担保権等を侵害する行為も多くあるところ、そうであれば、原告らの請求を実現するための除染措置を実施するにあたっては、原告ら以外の利害関係人である第三者の同意が必要不可欠である（除染関係ガイドライン等により必要となるのではなく、民事執行中に執行対象以外の権利を侵害する場合には、その権利者の同意が必要となる。）。

## （２）除染作業を行うために同意を得るべき第三者及び同意の内容の不特定

### ア 同意を得るべき相手方（第三者）の特定

上記のとおり、原告らの請求を実現するためには、多数の利害関係人の同意が必要になるが、原告らはそのような第三者を特定していない。

### イ 第三者から得るべき同意の内容について

原告らは、同意を得るべき主体だけでなく、同意の内容についても具体的に特定する必要がある。

例えば、土壌における除染措置だけでも、天地返し、表土の削り取り、土地表面の被覆及び人工芝の充填材の除去等の方法が除染措置として考えられるが、これらの方法のうち、どの除染方法をとるかを特定し、かつ、利害関係人が同意をする範囲を特定する必要があるところ、原告らはこれを特定していない。

放射性物質の除去作業は、このように当該財物の所有者及び法律上の利害関係者の財物の処分権や価値把握に関する法的利害関係に影響し得るものであるから、除染特措法30条2項4、同38条2項5においては土壌等

---

4 除染特措法30条2項：特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人（土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件（以下「土地等」という。）に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。以下同じ。）の同意を得て、実施しなければならない。

の除染等の措置は関係人の同意を得て実施しなければならないものとされているのである。

#### ウ 小括

このように、それぞれの原告の「住居である建物の存する土地」の所有者、賃借人、担保権者等の権利者、同地上の建物、建造物、動産等の所有者、賃借人、担保権者等の権利者、周辺の土地建物等の所有者、賃借人、担保権者等の権利者を特定し、かつ除染措置の内容に応じた同意を得る必要があるところ、原告らは、その請求において、同意を得るべき相手方及びその内容を一切特定しておらず、請求の特定は不十分であるといわざるを得ない。

## 6 まとめ

以上のとおり、原告らは、空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とする作為の対象となる土地の範囲、除染措置の対象となる土地の状態、除染措置の具体的な内容、同土地上の建物等、これらの権利者及びその同意の内容、測定機器、測定地点及び測定方法等について、請求の趣旨において何ら特定していない。

このため、仮に当該作為請求を認容する判決がなされたと仮定した場合、当該認容判決に基づく強制執行をすることができないことは明らかであり、そのような訴えは、当初から執行不能の行為を被告らに求めるものというほかなく、不適法である。

---

<sup>5</sup> 除染特措法38条2項：除染実施計画に基づく土壤等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならない。



#### 第4 原告らの求める作為は事実上実現することが困難であること

##### 1 原告の請求は技術的に実現することが困難であること

原告らの請求は以下で述べるとおり事実上実現することが困難であり，訴求力を欠くから，却下されるべきである。

##### (1) 本件事故による放射線量が特定できないこと

放射線量は，本件事故によって拡散した放射性物質に由来するものだけでなく，自然界（宇宙，大地，食物，大気中のラドン）に由来するものも一定程度存在する。

一人の人間が自然放射線を受けている量は，世界平均で年間2.4ミリシーベルト，日本国内平均で年間一人当たり約1.5ミリシーベルトであり，世界平均の内訳は，宇宙から年間0.39ミリシーベルト，大地から年間0.48ミリシーベルト，食物から年間0.29ミリシーベルト，空气中（主にラドンの吸入）から年間1.26ミリシーベルトと見積もられている（丙B1の34頁）。

原告らは，被告東京電力に対し，本件事故に由来する放射性物質を除去することによって原告らの平成23年3月11日における居住地の放射線量の低減を求めていると考えられるところ，少なくとも毎時0.04マイクロシーベルトは自然由来の放射線量であることは原告らも認めるところである。

しかし，実際には，低減すべき実際の放射線量が，本件事故に由来するものなのか，それとも自然由来のものなのかを識別することは不可能である。また，原告らが主張する本件事故前の自然由来の放射線量が何に由来するものなのかが明らかではなく，したがって居住地において放射線量が低減したか否かを測定する際も大地からの放射線量のみを測定するようになればいいのか，宇宙からの放射線量も併せて測定すべきなのか，それ以外に由来する

放射線量も測定すべきなのか不明である（異なるものを比較しても無意味である。）。

このように被告が排出した汚染物質の特定が困難である事案において、千葉地判昭和63年11月17日（千葉川鉄公害訴訟一審判決，判タ689号40頁）は、「本件地域，特に差止原告らの各住居敷地内又は各勤務先敷地内に到達する三物質が千葉製鉄所から排出されたものであることを識別することは事実上不可能である。なぜならば，本件地域における大気の汚染に原因を与える者は，千葉製鉄所だけに限らず，不特定多数の者がこれに当たると見るのが相当であるばかりでなく，三物質は常に流動しているものであるからである。」と述べた上で，「したがって，差止原告らの排出差止請求は，請求の趣旨が特定していないことと，強制執行が不能なものであることのゆえに，いずれも不適法なものというべきである。」と判断している。

また，同様の事案において横浜地川崎支判平成6年1月25日（判タ845号105頁）は，「二酸化硫黄，二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気汚染物質は，気体あるいは微細な物質であって捕捉することが困難であるとともに，時々刻々変化する気象条件等により，原告ら居住地等における右物質の濃度が大きく変化するものであるから，被告らあるいは強制執行に当たる執行機関が，原告らの居住地等において請求の項記載の違反状態が生じたか否かを認識することが極めて困難であり，また，仮に，請求の項記載の違反状態を測定あるいは認識することができたとしても，右各物質が被告企業らの事業所あるいは本件道路のみから排出されるものに限られるものではなく，被告企業らの事業所あるいは本件道路から排出された物質とその他の排出源から排出された物質とを区別する手段もないことからすると，右違反状態が被告らの排出行為等によるものであるか否かを判断することもまた事実上困難であることに照らすと，原告らの右請求の項の実現は不可能というべきである。」として，原告らの差止請求を不適法として却下している。

このような裁判例に照らしても、本件において、被告らにおいて、測定された放射線量のうち低減すべき放射線量が、自然放射線由来のものか、被告東京電力による放射性物質によるものかを識別し、特定することは事実上不可能であることからすると、これを低減せよという原告らの請求は執行不能の給付を求める請求であるといえ、不適法な訴えである。

(2) 原告らの求める放射線量は、除染特措法が想定する放射線量を大きく下回ること

除染特措法に基づく基本方針（甲B98）によると、土壤等の除染等の措置に関する基本的事項として、（i）追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域については、追加被ばく線量を「段階的かつ迅速に縮小することを目指ものとする。ただし、線量が特に高い地域については、長期的な取組が必要となることに留意が必要である」としており、他方、（ii）追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域については、「長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること」を目指すと記載されている。

除染特措法に基づく基本方針は、国内外の科学的知見、技術水準等を踏まえて策定されたものであるところ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトとは、毎時0.23マイクロシーベルトに相当し、しかも除染措置を実施したからといって短期的に達成できるものではないとされていることからすると、原告らの求める毎時0.04マイクロシーベルトという状態は實際上、直ちに達成することが著しく困難な状態であることは明らかである。

(3) 年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）を達成するにも時間を要する地域もあると考えられていること

国際原子力機関（IAEA）は、平成25年10月14日～21日の間に

I A E Aにより行われた、福島第一原子力発電所外の広範囲に汚染された地域の環境回復に関する I A E A国際フォローアップミッションについての平成26年1月23日付け最終報告書（丙B13）において、以下のように述べている。

除染を実施している状況において、1～20 mSv/yという範囲内のいかなるレベルの個人放射線量も許容しうるものであり、国際基準および関連する国際組織、例えば、ICRP、IAEA、UNSCEAR及びWHOの勧告等に整合したものであるということについて、コミュニケーションの取組を強化することが日本の諸機関に推奨される。環境回復の戦略およびその実施における最適化の原則の適切な実施にあたっては、被災者の健康および安全に関して最大の便益を得ることを目的とし、状況に影響を及ぼすあらゆる事項のバランスをとることが必要とされる。住民が放射線および関連リスクについてより現実的な受け止めができるように、コミュニケーションにおいて、これらの事実が考慮されなければならない。

政府は、人々に1 mSv/yの追加個人線量が長期の目標であり、例えば除染活動のみによって、短期間に達成しうるものではないことを説明する更なる努力をなすべきである。段階的なアプローチが、この長期的な目標の達成に向けてとられるべきである。この戦略の便益については、生活環境の向上のために不可欠なインフラの復旧のために資源の再配分を可能としうるものであり、人々に入念に情報伝達されるべきである。

かかる I A E Aの提言を受け、自民党東日本大震災復興加速化本部は平成25年11月、「1ミリシーベルトは長期目標で、除染活動のみで短期間に達成し得ないことの説明に努めるべきだ」と首相に提言している（丙B30）。原子力規制委員会も、平成25年11月20日、年間1ミリシーベル

トの目標は長期で達成することを明確化しており、同値を、除染だけでなく、健康診断や食事管理などの対策を組み合わせることで数十年かけて実現することとしている（丙B31）。

また、福島県知事は、平成25年2月17日の国との意見交換会において、国に対し、除染で目指す放射線量の安全基準について「1ミリ・シーベルトを目指しているが、達成に苦慮している。達成できる数値を示してほしい。」と述べている（丙B32）。さらに伊達市長も平成25年4月3日の定例記者会見において「県知事も、年間1ミリシーベルトを目指すけれども難しいので、現実的な目標を示すべきだと言っている。」等と発言している（丙B33の1、丙B33の2）。

東大医学部附属病院放射線科の中川恵一准教授も「1ミリ・シーベルトは混乱期に打ち出された実現困難な数値目標で、努力目標ではあっても、健康被害の有無を示す基準ではない。」と指摘しており（丙B32）、その他にも年間1ミリシーベルトについては目標が厳しすぎるという指摘もなされている（丙B34及び丙B35）。

このような事情も踏まえると、長期的には別としても、除染活動のみによって年間1ミリシーベルトを直ちに実現することは著しく困難であるといえる。

したがって、現実の問題として、年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）を大きく下回る、毎時0.04マイクロシーベルトという状態を直ちに達成することは著しく困難であるといわざるを得ない。

#### （4）除染モデル実証事業の結果について

以下で述べるとおり、除染モデル実証事業の結果に鑑みても、毎時0.04マイクロシーベルトという状態を実現することは事実上極めて困難である。

## ア 面的除染の効果

平成23年度に内閣府が（独）日本原子力研究開発機構福島技術本部に委託し、高線量地域における除染の効果的な実施のために必要となる技術等の実証試験のために行った除染モデル実証事業の結果（丙B36）においても、実証実験の対象地区のうち大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市の「宅地及びその周辺」では、除染後の平均値が毎時1.1マイクロシーベルトを下回る場所はなく、また、除染前の空間線量率が高くない場所ほど除染の効果が低いとされている。

## イ 繰り返し除染の効果

上記除染モデル実証事業の技術実証事業の結果によると、同一箇所を同一の方法で除染し続けた場合、除染処理の時間が一定の時間に達すると、それ以後はほとんど効果が上がらないとされている（丙B36）。

## ウ 小括

このように、除染モデル実証事業において、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市の「宅地及びその周辺」では、除染後の平均空間線量率が最低でも毎時1.1マイクロシーベルトであること、除染前の空間線量率が高くない場所ほど除染の効果が低いこと、さらに、処理時間を長くしても空間線量率の低減は必ずしも容易ではないという実情が示されており、除染関係ガイドラインに従って除染を実施しても、直線的に除染の効果が現れるとは限らないというのが実情である。

したがって、毎時0.23マイクロシーベルト（年間1ミリシーベルト）という長期的目標を大幅に超えて、毎時0.04マイクロシーベルトという空間線量率を直ちに実現することは事実上極めて困難であるといわざるを得ないというのが実情である。

(5) 除染特別地域における除染の結果について

田村市は、その一部が国の除染特別地域に指定されているところ、除染実施計画に基づき、同市都路町字古道の生活圏及び林縁部から森林側に20メートル入った地域において先行除染が実施された。

かかる除染によって約500ヘクタールが除染対象となったが、同除染によっても、同市の1万7627点におよぶ全測定地点において、地表1メートルの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点はほとんどなかった(丙B37の1)。

また、田村市と同様、檜葉町、川内村、飯館村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、大熊町、富岡町において先行除染が行われているが、全測定地点において地表1メートルの空間放射線量が年間1.0ミリシーベルトを下回っているのは、南相馬市及び富岡町の一部にとどまる。(丙B37の2～丙B37の10)。

このような除染特別地域における除染の結果に鑑みると、毎時0.04マイクロシーベルトという空間放射線量率を実現することは事実上困難である。

(6) 放射性物質の貯蔵及び処分の方策が確保されていないこと

仮に、除染作業により原告らの求める空間線量率を実現することができたとしても、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになるから、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を暫定的に貯蔵する中間貯槽施設や最終的に処分するための最終処分場等の施設を確保して放射線による被ばくを適切にコントロールすることが不可欠である。

しかしながら、中間貯蔵施設については、平成25年12月14日に、福島県並びに檜葉町、大熊町、双葉町及び富岡町に対し、中間貯蔵施設の設置

及び管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）の活用の受入れに係る要請がなされた段階にあり，未だ中間貯蔵施設を受け入れる市町村は決定していない（丙B38）。最終処分場を受け入れる市町村も決まっていない。

仮に本件請求を認容した場合，上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等をどこにどのような態様で暫定的に貯蔵し，又は最終的に処分するのかが一体不可分の問題として処理を迫られるが，その方策自体いまだ確立しておらず，中間貯蔵施設や最終処分場等の施設は現に確保されていない。

また，被告東京電力が独自に中間貯蔵施設や最終処分場等を用意するとしても，現時点において，上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壌等を貯蔵し，処分することのできる土地を有していないため，これを購入する必要が生ずるところ，膨大な人数の原告らの居住地について，放射性物質により汚染された土壌等を貯蔵・処分することを目的として，その程度の広さの土地を購入することは事実上不可能である（なお，現在想定されている中間貯蔵施設は，容量約1,500万～2,800万 $m^3$ （東京ドーム（124万 $m^3$ ）の約12～23倍），敷地面積（推計）約3 $km^2$ ～約5 $km^2$ である。）。

このような事情に鑑みると，本件請求は未だ現実的な執行方法が存在しない請求であることに帰する。この点については，前掲東京高判平成25年6月13日（平成24年（ネ）第8210号放射性物質除去請求控訴事件）（丙B26）も同趣旨を述べ，原告の請求を不適法としている。

#### （7）利害関係人の同意を得ることは困難であること

被告東京電力には，除染対象の土地又は土地上の財産を毀損する権限はも



ちろん、どの程度毀損するかを選択する権限はないから、原告らの請求を実現するためには、各原告の「住居である建物の存する土地」の所有者、賃借人、担保権者等の権利者、同地上の建物、建造物、動産等の所有者、賃借人、担保権者等の権利者、周辺の土地建物等の所有者、賃借人、担保権者等の利害関係者を特定し、かつ除染措置の内容に応じた同意を得る必要があることは第3の5(2)で述べたとおりである。しかし、そのような全ての利害関係者の同意を得ることは事実上困難である。また、除染の対象となるべき土地（隣接地を含む。）についての実体的権利関係が把握されていない中、仮に同意を得なければならない第三者の同意を得ずに除染措置をとった場合、不法行為による損害賠償責任（被告東京電力の場合）や国家賠償責任（執行機関の場合）が生ずることとなるから、原告らの本請求に基づく執行は不可能であり、本件請求は未だ現実的な執行方法が存在しない請求である。

#### (8) 小括

以上のとおり、本件で、原告らは原告らの居住地で1時間あたり0.04マイクロシーベルトの数値まで空間放射線量率を下げることを求めているが、かかる結果を直ちに実現するのは現実的に極めて困難である。

### 2 原告の請求は金銭的にも実現することが困難であること

原告らの求める状態を実現するためには莫大な費用がかかると予想されるどころ、たとえ国と共同して行うとしても、一企業の負担としては過度に重すぎる。

現在、独立行政法人産業技術総合研究所は、平成25年7月23日の段階で福島県内の除染実施地域を対象に除染の費用に関する解析を行った結果を報告したが、同報告によると、除染特別地域と除染実施区域において、年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以上の地域について面的除染を行っただけでも、除

染費用として5.13兆円を要するなど算定している（丙B39, 丙B40）。

これは上記のとおり追加被ばく線量1ミリシーベルト以上の地域の除染を前提とした金額であり、毎時0.04マイクロシーベルトの空間線量率を実現するためには、これを大きく超える莫大な費用を要し、原告らの居住地のみにおいて当該空間線量率を実現させるとしても相当な金額に上ることは明らかである。

このように、原告らの請求を実現させるために想定される金額は、あまりに莫大な金額であり、實際上、一企業において実現することは不可能であるといわざるを得ない。

したがって、仮に原告らの求める請求が法的、技術的に実現可能であったとしても、社会通念上金銭的に実現出来ない以上、強制執行は不可能というべきである。

### 3 まとめ

以上のとおり、原告らによる本件請求は、被告らに対し、実現不可能な作為を請求するものであり、現実的に執行することができない。したがって、原告らの請求の趣旨に従って判決を下しても執行不能となることが明らかであるがゆえに、原告らの本件請求は不適法であり、却下されるべきである。

## 第5 不法行為に基づく原状回復請求権が認められないこと

原告らは、原状回復請求の法律上の根拠として不法行為に基づく原状回復請求権を主張しているが（訴状第8の2, 80頁）、以下において、不法行為に基づく原状回復請求権がそもそも認められない旨を主張する。

不法行為の効果としては「損害を賠償する責任を負う」（民法709条）と規

定されており、加害者が被害者に対して損害を金銭に算定して賠償する金銭賠償が原則であるから、例外的に名誉回復処分（民法723条）など明文の規定がある場合などを除いて、被害者は加害者に対して金銭賠償以外を請求することができない。

また、現在の裁判実務において、いまだ損害が発生しないのにもかかわらず、将来損害を生ずるおそれがあることを理由としてその予防や差止を求めることは不法行為の規定に基づいてなし得ず、不法行為は妨害排除請求を認める根拠となるべき権利とはならないというのが最高裁の判例とするところである（最判昭和43年7月4日民集91号567頁）。

このように、不法行為に基づく原状回復請求権は、明文の定めがなく、むしろ不法行為の効果としては金銭賠償であることが明記されており、裁判実務においても不法行為に基づく妨害排除請求は明確に否定されていることから、原告らの不法行為に基づく原状回復請求権の主張は、そもそも失当である。

## 第6 結論

以上のとおり、原告らの原状回復請求は不適法であって速やかに却下されるべきである。

以上

直送済

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号 原状回復等請求事件

原告 中島孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

## 証拠説明書(丙B号証-1)

平成26年3月14日

福島地方裁判所第1民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

棚村友博



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
丙B1	「放射線とは何か 正しく向き合うための 原点」(抜粋)	写し H23.8.20	名越智恵 子外	放射線・放射性物質の定義, 放射性壊変の仕組み, 放射線の種類, 放射線量の単位, その他放射線・放射性物質に関する基礎的知識。
丙B2	「放射線の影響がわかる本」(抜粋)	写し H12.11	財団法人 放射線影響協会	自然放射線の種類及び量, 1人当たりの平均値, 医療診断により受ける線量の1人当たりの平均値, 広島や長崎で原子爆弾による放射線被ばくを受けた方々の追跡調査からは, 100ミリシーベルトを超える被ばく線量では被ばく量とその影響の発生率の間に比例性が認められるが, 100ミリシーベルト以下の被ばく線量ではがん等の確率的影響のリスクを直接明らかにすることはできないとされていること, 同じ量の放射線でも, 急激に受けた場合よりゆっくり受けた方ががんになる率が少なくなると考えられていること, 人については広島・長崎の原爆で大量の放射線を受けた場合でも, 放射線の遺伝への影響は認められていないことなど。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
丙B 3	「身近な放射線の知識」(抜粋)	写し	H18. 3. 30	独立行政 法人放射 線医学総 合研究所 編, 佐々 木康人著	放射線の性質, 放射線量の単位, 自然放射線の種類及び量, 食物の中の放射線量など。
丙B 4	「身の回りの放射線 自然からの被ばく線 量の内訳」(環境省 ホームページ) <a href="http://www.env.go.jp/chemi/rhm/kisoshiry&lt;br/&gt;o/attach/20130829mat&lt;br/&gt;2-01-2.pdf">http://www.env.go.jp /chemi/rhm/kisoshiry o/attach/20130829mat 2-01-2.pdf</a>	写し	H23	環境省	自然からの被ばく線量の内訳, 自然放射線の状況, 医療目的の放射線を含む身の回りの放射線の程度など。
丙B 5	「報告書」	写し	H23. 12. 22	低線量被 ばくのリス ク管理に 関する ワーキン ググルー プ(内閣 官房)	「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」が, 低線量被ばくと健康影響に関する国内外の科学的知見の整理等を行い, その結果として, 少なくとも100ミリシーベルトを下回る低線量被ばくについては, 健康影響との関係は科学的知見として一般に明らかではないとされ, 仮に, かかる低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方に従ってリスクを比較したとしても, 年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは, 例えば他の発がん要因(喫煙, 肥満, 野菜不足等)によるリスクと比べても低いとされていること, 福島県が実施している「県民健康管理調査」及びホールボディーカウンターによる内部被ばく検査の結果など。
丙B 6	「低線量被ばくのリス ク管理に 関する ワーキン ググルー プ」報告 書に基づ いた健康 への影響 とこれか らの取組 み	写し	H24. 2	内閣官房 副長官補 室	放射線による発がんリスクは, 100ミリシーベルト以下の被ばく線量では, リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされていること, 年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスク

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
				は、他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても十分低い水準であることなど。	
丙B7	「年間20ミリシーベルトの基準について」	写し	H25.3	経済産業省	本件事故後の避難基準である年間20ミリシーベルトに関する経済産業省の説明資料であり、広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、100ミリシーベルト以下の被ばくによる発がんリスクは他の要因による影響に隠れてしまうほど小さいとされており、長期間の継続的な低線量被ばくの場合には、より健康影響が小さいと推定されていること、原爆被爆者の子どもを対象にした長期間の追跡調査では、遺伝的影響が生じた証拠はないこと、政府が、住民の安心を最優先する観点から、本件事故直後の1年目から、ICRPの示す年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲のうち最も厳しい値に相当する年間20ミリシーベルトを避難指示の基準として採用していること、チェルノブイリ原発事故と本件事故との相違など。
丙B8	「国際放射線防護委員会の2007年勧告」(ICRP Publication 103)	写し	H19.3	国際放射線防護委員会	ICRPの2007年勧告が、直線しきい値なしモデル(LNTモデル)の根拠となる仮説を明確に実証する生物学的・疫学的知見がすぐに得られそうにないことを強調しつつ、放射線防護の観点から、LNTモデルを仮定することが放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであるとしていること、放射線被ばくについては合理的に達成できる限り低く抑えるという最適化の原則(ALARAの原則)を基本原則として、計画被ばく状況の下で平常時の一般公衆の被ばく線量限度を1年間当たり1ミリシーベル

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
				トと定めるとともに、本件事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては、参考レベルは予測線量20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲にあるものとし、また、事故による汚染が残存している状況の下（現存被ばく状況）においては、1ミリシーベルトから20ミリシーベルトのバンドに通常設定すべきであるとしていること、その他放射線防護に関する国際的な専門家による考え方など。	
丙B9	「福島原子力発電所事故」	写し	H23.3.21	国際放射線防護委員会（ICRP）	ICRPが、本件事故後の平成23年3月21日に、2007年勧告の考え方がそのまま本件事故後の状況に適用されるべきものであることを内容とする声明を公表していることなど。
丙B10	「今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について」	写し	H23.7.19	原子力安全委員会	本件事故後、福島第一原子力発電所から半径20km以内が避難区域に設定され、その後、平成23年4月22日には、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超える可能性がある半径20km以遠の地域が計画的避難区域に設定されたこと、原子力安全委員会（当時）が、ICRP2007年勧告を踏まえて、緊急時被ばく状況において想定される参考レベルの下限である年間20ミリシーベルトを計画的避難区域の設定等に係る助言において適用することが適切であると判断したとしていることなど。
丙B11	「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」	写し	H23.4.19	文部科学省	文部科学省が、平成23年4月19日、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安について、年間上限20ミリシーベルト（毎時3.8マイクロシーベルト）を目安とするものとしていること。
丙B12	「福島県内の学校の	写し	H23.8.26	文部科学	文部科学省が、平成23年8月

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
	校舎・校庭等の線量 低減について（通 知）」		省	26日、各休業終了後の学校にお いて、線量の低減状況を踏まえ、 児童生徒等が受ける線量につい ては原則年間1ミリシーベルト以下 （毎時1マイクロシーベルト未 満）を目安とし、仮にこの目安を 超えることがあっても屋外活動を 制限する必要はないが、除染等の 速やかな対策が望ましいとしてい ること。	
丙B13	「福島第一原子力発 電所外の広範囲に汚 染された地域の環境 回復に関するIAEA 国際フォローアッ プミッション 最終 報告書（要旨部分の み）仮訳」	写し	H26.1.23	国際原子 力 機 関 （IAEA）	平成25年10月に日本を訪問 して調査を行ったIAEAによる 最終報告書で、除染を実施してい る状況において、1～20mSv ／年の範囲内のいかなるレベルの 個人放射線量も許容しうるもので あり、国際基準及び関連する国際 組織の勧告等に整合したものであ ることについて、コミュニケー ションの取り組みを強化すること が日本の諸機関に推奨されるとさ れていること、政府は、人々に1 mSv／年の追加個人線量が長期 の目標であり、例えば除染活動の みによって短期間に達成しうるも のではないことを説明する更なる 努力をすべきであるとされている ことなど。
丙B14	「帰還に向けた安 全・安心対策に関す る基本的考え方（線 量水準に応じた防護 措置の具体化のため に）」	写し	H25.11.20	原子力規 制委員会	原子力規制委員会が公表した基 本的考え方においても、100ミ リシーベルト以下の被ばく線量域 では、がん等の影響は、他の要因 による発がんの影響等によって隠 れてしまうほど小さく、疫学的に 健康リスクの明らかな増加を証明 することは難しいと国際的に認識 されていることなど。
丙B15	県民健康管理調査 「基本調査」の実施 状況について	写し	H26.2.7	福島県保 健福祉部 県民健康 管理課	福島県が実施している県民健康 管理調査の結果によれば、原告ら が現実に被ったと考えられる被ば く量は年間20ミリシーベルトを 大きく下回るものと推測されるこ と。



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙B16	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況および結果	写し H25.12	福島県保健福祉部 県民健康管理課	福島県が行ったホールボディカウンターによる内部被ばく検査によれば、預託実効線量が1ミリシーベルト未満の方が99.9%を占め、全員、健康に害が及ぶ数値ではなかったとされていること。
丙B17	「国連科学委員会福島報告書の科学的知見について」	写し H25.10.25	環境省環境保健部	原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、その年次報告書において、2年以上をかけて実施した本件事故の放射線影響評価の報告において、本件事故後1年間の実行線量の推計値（大人）として、避難した住民は10ミリシーベルト以下、平成23年3月12日の早いうちに避難したケースでは約5ミリシーベルト以下、福島市の住民は約4ミリシーベルトとされ（ただし、実際より過大である可能性がある）とされている。本件事故による放射線被ばくによる死亡あるいは急性の健康影響はないとされ、住民及びその子孫において、本件事故による放射線に起因する健康影響については増加が認められる見込みはないとされていること、県民健康管理調査における甲状腺検査において、嚢胞、結節、がんの発見率の増加が認められるが、高い検出効率によるものと見込まれ、放射線の影響とは考えにくいと報告されていることなど。
丙B18	「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ&A」	写し H23.3.23	経済産業省 原子力安全・保安院	経済産業省が、平成23年3月23日に「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ&A」を公表し、冷静な対応を呼びかけていること。
丙B19 の1	「被災地域等に対する広報活度の強化について」	写し H23.3.29	原子力安全・保安院	原子力災害現地対策本部は、平成23年3月29日以降、被災地域に向けてニューズレターを発行するとともに、24時間対応の相談窓口を設け、冷静な対応を呼び

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
				かけるとともに、広報活動・相談窓口機能の拡充を図っていること。	
丙B19 の2	屋内退避区域（20km～30km）の避難所にお住いの皆様へ（ニュースレター第1号）	写し	H23.3.29	政府原子力災害現地対策本部	原子力災害現地対策本部が、被災地域に向けニュースレターを発行し、無用な被ばくを避けるための注意事項、放射線の健康影響の問題、福島県内の放射線量等について客観的な情報を繰り返し提供していること及びその内容など。
丙B19 の3	避難区域及び屋内退避区域外にお住いの皆様及び避難所にお住いの皆様へ（ニュースレター第1号）	写し	H23.3.29	政府原子力災害現地対策本部	同上
丙B19 の4	屋内退避区域（20km～30km）の避難所にお住いの皆様へ（ニュースレター第2号）	写し	H23.3.31	政府原子力災害現地対策本部	同上
丙B19 の5	政府原子力災害現地対策本部ニュースレター第3号	写し	H23.4.7	政府原子力災害現地対策本部	同上
丙B19 の6	政府原子力災害現地対策本部ニュースレター第4号	写し	H23.4.26	政府原子力災害現地対策本部	同上
丙B19 の7	政府原子力災害現地対策本部ニュースレター第5号	写し	H23.5.5	政府原子力災害現地対策本部	同上
丙B19 の8	政府原子力災害現地対策本部ニュースレター第6号	写し	H23.5.20	政府原子力災害現地対策本部	同上
丙B20	「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のため	写し	H23.4.7	厚生労働省	厚生労働省が平成23年4月1日、避難指示や屋内退避指示が出ているエリア外で放射線がおなかの赤ちゃんに影響を及ぼすことはまず考えられないことなどを記載したパンフレットを作成し、ホー

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
	に～」			ムページに掲載して情報提供をしていること、及びその内容など。
丙B21 の1	知事メッセージ	写し	H23.3.22 福島県知 事佐藤雄 平	福島県知事が、県民に対して落ち着いて行動していただきたい等とのメッセージをホームページ上に掲載していること。
丙B21 の2	知事メッセージ	写し	H23.4.1 福島県知 事佐藤雄 平	同上
丙B22	「放射線被ばくなど に関するQ&A Ver.3」	写し	H23.3.22 公益社団 法人日本 医学放射 線学会	公益社団法人日本医学放射線学会が、平成23年3月18日以降「放射線被ばくなどに関するQ&A」をホームページ上に掲載し、放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに、適切かつ冷静な対応を呼びかけていること及びその内容。
丙B23	「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」	写し	H23.3.24 日本産科 婦人科学 会	日本産科婦人科学会は、平成23年3月24日、「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中の女性へのご案内」を公表し、妊娠中・授乳中の女性が軽度汚染水道水を連日飲んでも、母体ならびに胎児に健康被害は起こらず、授乳を持続しても乳幼児に健康被害は起こらないとの情報提供をしていること及びその内容。
丙B24 の1ない し30	新聞記事（抜粋）	写し	H23.4～ H25.11 福島民友 新聞、福 島民報	平成23年3月の本件事故以降において、福島県内の地元の新聞においても、放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており、健康影響に関する科学的知見の紹介、科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び福島県内における被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されていること、及びその報道の内容など。
丙B25	「国及び地方自治体がこれまでに実施した除染事業における除染手法の効果について」	写し	H25.1 環境省 除染チー ム	汚染源の除染のみでは周囲からの放射線の影響を排除することができないため、放射線量の低減に限界があることなど。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙B26	判決	写し	H25.6.13 東京高等 裁判所	原告らと同様の放射性物質除去を求める請求を不適法として却下した裁判例の考え方など。
丙B27	「第1章 放射線の基礎知識と健康影響Q&A」(抜粋)	写し	H25.8.29 環境省総 合環境政 策局環境 保健部	放射性物質から放出される放射線の種類に応じて放射線量の測定方法が変わり得ることなど。
丙B28	「放射能濃度等測定方法ガイドライン」平成25年3月,第2版	写し	H25.3 環境省	空間線量率を測定するための測定機器には複数の種類があることなど。
丙B29	「首相官邸災害対策ページ」(抜粋)	写し	H23.6.20 内閣官房 内閣広報 室	空間線量率は,同一地点においても測定する高さによって数値が異なるということなど。
丙B30	河北新報ニュース	写し	H25.12.13 株式会社 河北新報 社	丙B第13号証のIAEAの提言を受け,自民党東日本大震災復興加速化本部が首相に対し「1ミリシーベルトは長期目標で,除染活動のみで短期間に達成し得ないことの説明に努めるべきだ」と提言したことなど。
丙B31	新聞記事(平成25年11月20日)	写し	H25.11.20 株式会社 日本経済 新聞社	原子力規制委員会が,年間1ミリシーベルトという除染による線量低減目標については長期で達成するとしていることなど。
丙B32	新聞記事(平成25年3月3日)	写し	H25.3.3 株式会社 読売新聞 東京本社	福島県知事が,国との意見交換会において,国に対し,除染で目指す放射線量の安全基準について「1ミリ・シーベルトを目指しているが,達成に苦慮している。達成できる数値を示してほしい。」などと述べたこと,東大医学部附属病院放射線科の中川恵一准教授も年間1ミリシーベルトは実現困難な数値目標であると述べていることなど。
丙B33 の1	新聞記事(平成25年4月4日)	写し	H25.4.4 株式会社 朝日新聞 社	伊達市長が定例記者会見において「県知事も,年間1ミリシーベルトを目指すけれども難しいので,現実的な目標を示すべきだと言っている。」などと発言したことなど。
丙B33	定例記者会見発言録	写し	H25.4.3 伊達市	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
の2					
丙B34	新聞記事(平成25年10月22日)	写し	H25.10.22	株式会社 日本経済 新聞社	追加被ばく線量を年間1ミリシーベルトとするという目標について、非現実的だという指摘がなされていることなど。
丙B35	新聞記事(平成25年10月24日産経新聞)	写し	H25.10.24	株式会社 産業経済 新聞社	同上
丙B36	除染情報サイト(除染モデル実証事業)	写し	H26.3.13	環境省	除染モデル実証事業の結果、実証実験の対象地区のうち大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、川俣町、葛尾村、南相馬市の「宅地及びその周辺」では、除染後の平均値が毎時1.1マイクロシーベルトを下回る場所はなく、また、除染前の空間線量率が高くない場所ほど除染の効果が低いこと、同一箇所を同一の方法で除染し続けた場合、除染処理の時間が一定の時間に達するとそれ以後はほとんど効果が上がらないとされていることなど。
丙B37 の1	除染情報サイト(田村市)	写し	H26.3.13	環境省	先行除染が行われた田村市の全測定地点において、地表1メートルの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルトを下回る地点がほとんどなかったとされていることなど。
丙B37 の2	除染情報サイト(楡葉市)	写し	H26.3.13	環境省	先行除染が行われた楡葉町、川内村、飯館村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町、大熊町、富岡町の全測定地点において地表1メートルの空間放射線量が年間1ミリシーベルトを下回っている地点は、南相馬市及び富岡町の一部にとどまっているとされていることなど。
丙B37 の3	除染情報サイト(川内市)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B37 の4	除染情報サイト(飯館市)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B37 の5	除染情報サイト(南相馬市)	写し	H26.3.13	環境省	同上

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	
丙B37 の6	除染情報サイト(葛尾市)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B37 の7	除染情報サイト(川俣町)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B37 の8	除染情報サイト(浪江町)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B37 の9	除染情報サイト(大熊町)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B37 の10	除染情報サイト(富岡町)	写し	H26.3.13	環境省	同上
丙B38	除染情報サイト(中間貯蔵施設に係わるこれまでの動き)	写し	H26.3.13	環境省	中間貯蔵施設を受け入れる市町村が決定されていないことなど。
丙B39	「福島県内の除染実施区域における除染の費用に関する解析」	写し	H25.7.23	独立行政法人産業技術総合研究所 保高徹生・内藤航	独立行政法人産業技術総合研究所が、除染特別地域と除染実施区域において年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以上の地域について面的除染を行うだけでも、除染費用として5.13兆円を要すると算定していること。
丙B40	日本経済新聞電子版(平成25年7月24日)	写し	H25.7.24	株式会社日本経済新聞社	同上

以上